

令和4年4月20日

保護者様

幸手市教育委員会教育長 山西 実
幸手市立さかえ小学校長 中沢 朋宏

大地震発生時及び河川の氾濫等による水害発生時における 初期対応について（お知らせ）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、幸手市内の小・中学校においては、大地震発生時及び台風等により利根川・中川等の河川が氾濫した場合、下記のとおり初期対応することにしております。

大地震発生の場合は、電話・メール等の連絡手段が不通になることも想定しています。このような状況において、下記のとおり対応しますので、御理解・御協力くださるようお願いします。

記

1 大地震発生時の対応（幸手市における震度に基づいて判断ください）

(1) 児童生徒が在校時に発生した場合

- ・小学校・中学校ともに震度5弱以上で建物の損壊等下校子困難な状況が生じた場合、学校に留め置きます。

※引渡しカードに記載してある方の迎えをお願いいたします。迎えの方がおいでになるまで児童生徒は学校でお預かりします。

(2) 夜間・休日等、児童生徒が在宅時に発生した場合

- ・小学校及び中学校で、は震度5弱以上で建物の損壊等登校困難な状況が生じた場合、最初の授業日を臨時休業日とします。それ以降については、状況に応じて判断します。

※メール等で連絡ができない場合や間に合わない場合も臨時休業日とします。

(3) 児童生徒が登下校時に発生した場合

小学校・中学校ともには震度5弱以上としますが、児童生徒には判断が難しいことが予想されます。大きな地震と判断した場合は、以下の通り行動するよう指導します。

- ・揺れが収まったら、学校か自宅の近い方に避難。学校、自宅への避難が困難な場合、公園や交番、110番の家や店などに避難し、周囲の大人に助けを求める。
- ・小学校では登校班の高学年は、低学年と一緒に行動する。

※登校した児童生徒及び学校に戻った児童生徒は、学校に留め置き保護者等へ引き渡します。

※帰宅した場合、できるだけ早く学校へ安否確認の連絡をお願いします。

2 河川の氾濫等による水害発生時の対応

(1) 児童生徒が在校時に発生した場合

幸手市の防災無線や広報車等で避難勧告や避難指示が出された場合は、児童生徒を学校に留め置きます。

3 その他

- ・学校に迎えに来る場合は、原則徒歩または自転車でお願いします。
- ・迎えに来る途中、通学路の状況について安全確認を行い、危険箇所がある場合は、学校に情報提供をお願いします。
- ・給食が実施できない場合は、防災倉庫の非常食を児童・生徒に提供します。